別表１　指定管理料の上限額の根拠等

現在の契約額等を基準額とし，人件費と物件費等に分け，それぞれの過去の実績の推移を踏まえ，１年当たり人件費は３％を，物件費等は２％の上昇を見込んだ上で，各年度に消費税10％を加算した金額を指定管理料の上限額としています。

なお，五軒町立体駐車場の使用料収入向上への取組に係る費用及び五軒町立体駐車場の使用料収入に係る報奨金については当該上限額に含まれておりません。

（千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 基準額（消費税込） | ５１，６００ |

１　指定管理料の上限額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 各年度上限額（消費税込） |
| Ｒ８年度 | ５２，８７５ |
| Ｒ９年度 | ５４，１５３ |
| Ｒ10年度 | ５５，４７２ |

２　合計（３年分の上限額）　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

１６２，５００